

新潟市外国人観光客受入整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市を訪れる外国人観光客が不自由なく市内観光できるよう利便性の向上を図ることを目的とする新潟市外国人観光客受入整備補助金（以下「補助金」という。）の交付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内に施設、店舗、事務所、事業所等を有し、第3条第1項で定める事業を自らの費用負担で実施する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた宿泊事業者
- (2) 見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受け入れを行う観光施設及び観光事業者
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた飲食店営業者
- (4) 通常生活の用に供する物品の販売を行う販売場を運営する商業施設運営者
- (5) 市内に路線を有し運行する鉄道事業者及びバス事業者、市内の協会及び組合等に加盟するタクシー及びハイヤー事業者、新潟空港に就航する航空路を運営する航空事業者、市内の港に就航する定期客船航路を運営する船舶運航事業者
- (6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条及び第3条で規定する登録があり、市内の体験型観光商品を展開する旅行事業者
- (7) その他、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) その他、補助金の交付が不適當であると市長が認める者

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1の第1欄に掲げる区分に応じた、同表第2欄に掲げる事業とする。また、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、同表第2欄に要する同表第3欄に掲げる経費のうち、必要かつ適当と認められるものとする。

2 国、県、その他これらに準ずる団体等から、当該補助金に類するものの交付を受けている事業、及び他の団体から受託して行っている事業は対象外とする。ただし、市長が認めた場合は

この限りではない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費合計額の2分の1以内とし、上限を200,000円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の申請書に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 申請にあたっては、事前に事業の内容及び経費について市と協議を行うものとする。

3 申請は、当該年度において1事業者につき1回を限度とする。

4 別表1第2欄に掲げる事業は、組み合わせて一つの補助対象事業とすることができる。

5 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは審査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内で当該事業を補助対象事業として決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行う際、前項の補助対象事業の適正な運営を行うために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による決定を行ったときは、別記様式第2号の決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付申請の変更)

第7条 交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする者は、別記様式第3号の変更申請書に変更内容の分かる書類を添付のうえ、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは変更決定を行い、別記様式第4号の変更通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

(実績報告及び確定通知)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内または補助金交付年度の2月末日のいずれか早い期日までに、別記様式第5号の実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があ

ると認める場合は現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、別記様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は新潟市外国人観光客受入整備補助金交付要綱運用基準（以下「運用基準」という。）に則り運用する。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
外国語情報の提供	(1)案内サイン及び看板の設置 (2)市内観光情報案内ガイドブック及びリーフレットの作成 (3)食事や着地型体験、ツアーなどのサービス提供時に使用するメニューや利用方法案内の作成 (4)上記情報を提供する多言語ウェブサイトの開設 (5)デジタルサイネージの設置	製作費 工事費 翻訳費 印刷費 物品購入費
外国語音声ガイド	(1)音声ガイド機器の導入 (2)音声アナウンスの作成（録音、翻訳を含む） (3)(1)又は(2)の事業に伴う利用案内ツールの作成	
外国語コミュニケーションツール	(1)指さし会話シートの作成 (2)翻訳・通訳機能を備えた音声機器の導入 (3)ソフトウェア・アプリ等（制作後、無償提供可能なもの）の導入または制作	
公衆無線 LAN 設置	(1)公衆無線 LAN の設置 (2)上記にかかる新規回線の開設や、配線整備 (3) (1)の事業に伴う利用案内ツールの作成	
免税店登録	(1)免税手続用カウンターの設置 (2)決済用の新規回線の開設や配線整備 (3)パスポートリーダー、パスポートスキャナーの導入 (4) 決済端末及び専用レジ・システムの導入 (5)(1)、(3)又は(4)の事業に伴う利用案内ツールの作成	
決済環境整備	(1)クレジットカード等決済端末の導入 (2)上記にかかる新規回線の開設及び配線整備 (3)(1)の事業に伴う利用案内ツールの作成	